

消費税簡易課税制度 選択届出手続

～中小事業者の税額計算の特例(経過措置)～

簡易課税制度とは？

- ▶ 中小事業者の事務負担を軽減するための制度。

原則的な消費税額の計算の代わりに、一定規模以下の中小事業者が選択できる簡便的な計算方法で消費税を計算する方法のこと。

簡易課税制度を受けるためには？

- ▶ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する。

※消費税簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以降の課税期間に、簡易課税制度が適用される。

中小事業者の税額計算の特例(経過措置)

- ▶ 「令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある事業者は、経過措置として、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。」

「消費税軽減税率制度の手引き」(平成30年8月)より引用

本来、対象となる課税期間の前には提出しておかなければならない届出書を、対象となる課税期間の末までに提出することで、簡易課税の適用を受けることができるようになる。

「困難な事情」とは？

- ▶ 「例えば、課税期間中に国内において行った課税売上げ（税込み）又は課税仕入れ等（税込み）につき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の困難な事情をいいます。そのような場合には、困難の度合いを問いません」

「消費税軽減税率制度の手引き」(平成30年8月)より引用

簡易課税を受けることができる中小事業者であれば、誰でも特例を受けることができる。

注意点

- ▶ 簡易課税制度の適用を受けるときまたは事業を廃止したときは、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を出さなければいけない。
- ▶ 簡易課税の適用を受け始めてから最短二年間は簡易課税をやめることができない。



千葉賀津子税理士事務所 市橋